ハ　高さが千六百五十ミリメートルを超えるもの、又は電動機の定格消費電力の合計が三百ワットを超えるものであつて、冷凍機をショーケース本体の上部に有するもの

ニ　上面が開放されておらず、かつ、側面のうち少なくとも一面が常時開放されているもののうち、エアーカーテン（ショーケースの周囲の温度等によるその内部に及ぼす影響を低減するための空気流をいう。ホにおいて同じ。）を発生させないもの、又は発生させるものであつて奥行きの最大の外形寸法が八百ミリメートル以上のもの

ホ　上面にエアカーテンを発生させるものであつて、その内部の平均温度が十五度のもの、冷気自然対流形のもの又は陳列室（その内部のものを保冷状態で陳列するための室をいう。）が二つあるもの

ヘ　注文者の指図に基づき定められた筐体寸法、送風機、冷凍機若しくはヒーターの能力、断熱性能又は照明性能の仕様に従つてその注文者のために製造されたものであつて、年間の出荷台数が十台未満のもの

別表第五中第二十三号の次に次のように加える。

二十四　ショーケース	経済産業大臣が定める方法により測定した年間消費電力量をキロワット時毎年で表した数値

附　則

この省令は、平成二十九年三月一日から施行する。

告　示

○厚生労働省告示第五十号

国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第七条及び第八条第二項の規定に基づき、国民年金法施行令第七条及び第八条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める国民年金の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額（平成二十一年厚生労働省告示第五百三十号）の一部を次のように改正し、平成二十九年三月一日から適用する。

平成二十九年二月二十四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一条第一号中「平成二十九年三月」を「平成三十年三月」に改め、同条第二号中「平成三十年三月」を「平成三十一年三月」に、「平成二十八年四月に法第九十二条の二に規定する方法（以下「口座振替」という。）により納付する場合に限り、」を「平成二十九年三月に前納する場合を除き、」に改め、同条第三号中「平成二十八年六月」を「平成二十九年六月」に改め、同条第四号中「平成二十九年三月」を「平成三十年三月」に改め、同条第五号中「平成二十八年六月」を「平成二十九年六月」に改め、同条第六号中「平成二十九年三月」を「平成三十年三月」に改め、同条第七号中「平成二十八年六月」を「平成二十九年六月」に改め、同条第八号中「平成二十九年三月」を「平成三十年三月」に改め、同条第十二号中「平成二十九年三月」を「平成三十年三月」に、「口座振替」を「法第九十二条の二に規定する方法（以下「口座振替」という。）」に改める。

第二条第一項中「一年間」を「二年間、一年間」に、「又は別表第二」を「から別表第三まで」に改め、同条第二項中「別表第三」を「別表第四」に改め、同条第四項中「平成二十九年二月」を「平成三十一年二月」に、「別表第九」を「別表第十一」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「平成二十九年三月」を「平成三十一年三月」に、「別表第四から別表第八」を「別表第六から別表第十」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　被保険者が、前条第一号及び第二号に掲げる期間の全ての保険料を前納する場合に納付すべき額は、別表第五に定める額とする。

第三条第一項中「別表第十」を「別表第十二」に改め、同条第二項中「別表第十一又は別表第十二」を「別表第十三又は別表第十四」に改め、同条第三項中「平成二十九年三月」を「平成三十年三月」に、「別表第十三又は別表第十四」を「別表第十五又は別表第十六」に改める。

第四条第一項中「別表第十五」を「別表第十七」に改め、同条第二項中「別表第十六又は別表第十七」を「別表第十八又は別表第十九」に改め、同条第三項中「平成二十九年三月」を「平成三十年三月」に、「別表第十八又は別表第十九」を「別表第二十又は別表第二十一」に改める。

第五条第一項中「別表第二十」を「別表第二十二」に改め、同条第二項中「別表第二十一又は別表第二十二」を「別表第二十三又は別表第二十四」に改め、同条第三項中「平成二十九年三月」を「平成三十年三月」に、「別表第二十三又は別表第二十四」を「別表第二十五又は別表第二十六」に改める。

第六条第一項中「一年間」を「二年間、一年間」に、「別表第二十五又は別表第二十六」を「別表第二十七から別表第二十九まで」に改め、同条第二項中「別表第二十七」を「別表第三十」に改め、同条第四項中「平成二十九年二月」を「平成三十一年二月」に、「別表第三十一」を「別表第三十五」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「平成二十九年三月」を「平成三十一年三月」に、「別表第二十八から別表第三十」を「別表第三十二から別表第三十四」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　被保険者が、第一条第一号及び第二号に掲げる期間の全ての付加保険料を前納する場合に納付すべき額は、別表第三十一に定める額とする。

第七条第一項中「別表第三十二から別表第三十四」を「別表第三十六から別表第三十八」に改め、同条第二項中「平成三十年三月」を「平成三十一年三月」に、「別表第三十五から別表第三十九」を「別表第四十三」に改め、同条第三項中「平成三十年二月」を「平成三十一年二月」に、「別表第四十」を「別表第四十四」に改め、同条第四項中「別表第四十一」を「別表第四十五」に改める。

第八条第一項中「別表第四十二から別表第四十四」を「別表第四十六から別表第四十八」に改め、同条第二項中「平成三十年三月」を「平成三十一年三月」に、「別表第四十五から別表第四十七」を「別表第四十九から別表第五十一」に改め、同条第三項中「平成三十年二月」を「平成三十一年二月」に、「別表第四十八」を「別表第五十二」に改め、同条第四項中「別表第四十九」を「別表第五十三」に改める。